

# 障がいがあってもなくても安心して暮らせる社会を目指して 「障害者差別解消法」が 4月1日から施行されます

障がい者への差別をなくし  
公平な社会に



「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、障がいがある人もない人も、互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的としています。

また同法第四条で、差別解消の推進は「国民の責務」とされています。皆さん一人ひとりが、障がいへの理解を深め、だれもが安心して暮らせる社会をつくりましょう。

## 障がいを理由とする差別の禁止

障害者差別解消法では、「不当な差別的取り扱い」を禁止しています。

不当な差別的取り扱いとは、正当な理由なく、障がいを理由にしてサービスの提供を拒否する、制限する、条件を付けるなどの行為を指します。

このような言動は差別にあたります



車いすの入店拒否



アパートを貸さない

## その人の障がいに合わせた配慮（合理的配慮）が必要

障がいがある人から何らかの配慮を求め、意思が表明された場合は、社会的障壁を取り除くため、合理的な配慮を行わなければいけません。

### ※社会的障壁

日常生活や社会生活を送るうえで、障がいのある人にとって障壁となるもの。

（例）利用しにくい施設や設備、制度、偏見、障がいのある人に配慮していない慣習 など

合理的配慮とは、その人の障がいに合

わせて、設備・施設やサービスの提供方法などを、人的・物的負担になり過ぎない程度に変更したり調整したりすることです。

障害者差別解消法では、国の行政機関や地方公共団体などは合理的配慮を必ず行うように定められています。また、会社や店などは、障がいのある人が困らないようにできるだけ努力するように、と定められています。

| 対象者                       | 不当な差別的取り扱い | 合理的配慮               |
|---------------------------|------------|---------------------|
| 国の行政機関、地方公共団体 など          | 禁止         | 法的義務<br>行わなければなりません |
| 民間事業者<br>※個人事業者、NPO団体など含む |            | 努力義務<br>行う努力が必要です   |

その人の障がいに合わせて、必要な工夫をしましょう



目の見えない人に書類を読み上げる



耳の聞こえない人に筆談する

【問い合わせ先】 福祉課 福祉支援室 電話0859-681-5534